

環境配慮推進状況評価表（事業種類別）

部局名：農林部

事業種名：8 農業農村の整備 ②ほ場整備事業

1 取組の概要

本事業は、農地の区画整理を主要な工事として、併せて道路、水路等の整備を行うものである。事業の実施にあたり埼玉県環境配慮方針に基づき、農村環境の保全や生態系への配慮など、環境への負荷を軽減するための取り組みを行っている。

2 主な成果

水路底にはコンクリートを打設せず 2 面護岸とし、魚類や水棲生物の生息環境に配慮したほか、法面を土羽処理とし、自然植生の導入を図った。

3 今後の方針

ほ場整備事業は、主に農家私有地を整備するため、環境配慮に取り組む各段階において、関係農家の理解と合意が必要であるほか、地域住民等の積極的な参加を促し、地域一体となり整備を進めていく。

4 課題

環境配慮の取り組みは、事業の実施だけではなく施設の維持管理においても費用や労力が必要となる。農業農村整備事業では、原則として事業費の地元負担があるほか、施設の維持管理も地元で行っている。そのため、取り組みにあたり地元農家や施設管理者の理解と協力が不可欠であるほか、地域住民等の参加による施設維持管理の仕組みを構築する必要がある。

5 事業一覧

（様式第 1 号により個別評価を行った事業を列挙する。）

別表－2 のとおり

別表－2
個別評価事業一覧

事業年度：令和元年度

部局名：農林部

事業種名：8 農業農村の整備 ②ほ場整備事業

番号	事業名	配慮事項・段階	該当チェック数	実施チェック数	環境配慮実施率	総合評価
1	ほ場整備事業 明戸北部1期地区	施工段階	10	9	90.0	5
2	ほ場整備事業 池上地区	施工段階	12	11	91.7	5
3	ほ場整備事業（埼玉型）戸崎地区	施工段階	12	12	100.0	5
4	ほ場整備事業（埼玉型）閩戸地区	施工段階	10	10	100.0	5
	合計		44	42		

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 大里農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 ①ほ場整備事業	事業名	ほ場整備事業明戸北部一期地区
事業の規模	ほ場整備 48ha	実施場所	深谷市地内
計画期間	平成26年度～令和3年度	段階	施工段階

事業の概要：
本地区はねぎを主要作物とする野菜地帯であるが、農業生産基盤が整備されていないため、営農に多大な労力を費やしており、洪水時には小山川の水位上昇に連動して湛水被害も生じている。
については、生産基盤の整備と担い手農家の育成・支援を一体的に実施し、効率的かつ安定的な農業経営の確保を図る。

※別表1を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・道路の舗装は、自然環境、生態系や透水性に配慮し砂利舗装とした。
- ・施工にあたり、低騒音・低振動・排気ガス対策型の施工機械を使用した。
- ・発生土は全量区内で利用とし、不足分は他工事から受け入れを行なった。
- ・現場内の建設機械の移動においては、極力速度を落とし、振動や粉塵の発生を抑制した。
- ・コンクリートやアスファルトとの取壊しにおいては、再資源化を図ると共に、新たに使用する砕石やアスファルトについては再生品を使用した。
- ・セメント地盤改良において、六価クロムが溶出しないこと確認したのち施工を行なった。
- ・アスファルト切断の濁水は、全量回収し処理場へ運搬処分を行なった。
- ・埋蔵文化財の発掘調査を行ない記録の保存を行なった。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名		ほ場整備事業（明戸北部一期地区）				
各種計画との整合等		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
個別 事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○				
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○				
	③ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	○			3-1①②
基本方向 1		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築						
個別 事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○			
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○			
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○			
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進						
個別 事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○			
	② 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	○	✓	✓	
	③ 交通流の整序化を図る。	○	○			
	④ TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	○	○			
	後掲（森林の整備と保全）					

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進					
個別事項	① 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	○		
	② 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○		
	③ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○		

基本方向 2		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
限りある資源を大切に する循環型社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	

基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進						
個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○	✓	✓	1-3②③
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	○	✓	✓	1-2①②
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		○	✓	✓	1-3①
	④ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		○			
	⑤ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		○			

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全						
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○			
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○			
	③ 透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	○	✓	✓	
	④ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		○			
	⑤ 地盤沈下対策を適切に実施する。		○			1-1①
	⑥ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。		○			1-1①

基本方向 3		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 川の保全と再生						
個別事項	① 周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	○	○			1-2③
	② 農業集落排水等の導入を図る。		○			
	③ 親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、形成に努める。		○			
	④ ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	○	○			2-1⑤
基本的配慮事項 2 みどりの保全と再生						
個別事項	① 良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。	○	○			2-2①
	② 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○			2-2②④
基本的配慮事項 3 森林の整備と保全						
個別事項	① 良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	○	○			2-2①
	② 県産木材の積極的活用を図る。		○			2-2③
基本的配慮事項 4 生物多様性の保全						
個別事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○			2-1②④
	② 表土の保全に努める。	○	○			1-2①
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○			2-1②③④
	④ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○			2-1①
	⑤ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○			2-1①

基本方向 4		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
安心・安全な環境保全型社会づくり						
基本的配慮事項 1 大気環境の保全						
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○	✓	✓	1-1①
	再掲（環境に配慮した交通の実現）					
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止						
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○			1-1①
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○			1-1①
基本的配慮事項 3 身近な生活環境の保全						
個別 事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	✓	✓	1-1①
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○	✓		1-1①
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	✓	✓	1-1②
基本的配慮事項 4 環境分野の災害への備えの推進						
個別 事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○			

基本方向 5		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進						
個別 事項	① 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○	○	✓	✓	
	② 貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	○	○			2-2②
	③ 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○			1-2③, 2-2④
	④ 木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。		○			2-2③
	⑤ 都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。	○	○			2-3①
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成						
個別 事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。	○	○			2-3②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		○			
		実施率		合計		
		b / a (%)		(a)	(b)	
		90		10	9	
		総合評価		5		

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 大里農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 ①ほ場整備事業	事業名	ほ場整備事業池上地区
事業の規模	ほ場整備 68.8ha	実施場所	熊谷市内
計画期間	平成29年度～令和4年度	段階	施工段階
事業の概要： 担い手への農地集積の加速化や農業生産性向上を図るため、農地の大区画化や汎用農地化を行うことにより、農業競争力の強化を図ること目的とする。			

※別表1を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・道路の舗装は、自然環境、生態系や透水性に配慮し砂利舗装とした。
- ・施工にあたり、低騒音・低振動・排気ガス対策型の施工機械を使用した。
- ・発生土は全量地区内で利用とし、不足分は他工事から受け入れを行なった。
- ・朝夕の通学時間帯においては、工事車両の運行を制限した。
- ・現場内の建設機械の移動においては、極力速度を落とし、振動や粉塵の発生を抑制した。
- ・コンクリートやアスファルトとの取壊しにおいては、再資源化を図ると共に、新たに使用する砕石やアスファルトについては再生品を使用した。
- ・セメント地盤改良において、六価クロムが溶出しないこと確認したのち施工を行なった。
- ・埋蔵文化財調査を実施し、出土品の保存や調査記録の保存を行なった。
- ・事業地内にある石碑について、事業実施に支障のない場所に移転し保全する計画とした。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名		ほ場委整備事業（池上地区）				
各種計画との整合等		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
個別 事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○				
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○				
	③ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	○			3-1①②
基本方向 1		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築						
個別 事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○			
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○			
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○			
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進						
個別 事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○			
	② 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	○	✓	✓	
	③ 交通流の整序化を図る。	○	○			
	④ TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	○	○			
	後掲（森林の整備と保全）					

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進					
個別事項	① 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	○		
	② 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○		
	③ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○		

基本方向 2		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
限りある資源を大切に する循環型社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	

基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進						
個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○	✓	✓	1-3②③
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	○	✓	✓	1-2①②
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		○	✓	✓	1-3①
	④ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		○			
	⑤ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		○			

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全						
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○	✓	✓	
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○			
	③ 透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	○	✓	✓	
	④ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		○			
	⑤ 地盤沈下対策を適切に実施する。		○			1-1①
	⑥ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。		○			1-1①

基本方向 3		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 川の保全と再生						
個別事項	① 周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	○	○			1-2③
	② 農業集落排水等の導入を図る。		○			
	③ 親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、形成に努める。		○			
	④ ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	○	○			2-1⑤
基本的配慮事項 2 みどりの保全と再生						
個別事項	① 良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。	○	○			2-2①
	② 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○			2-2②④
基本的配慮事項 3 森林の整備と保全						
個別事項	① 良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	○	○			2-2①
	② 県産木材の積極的活用を図る。		○			2-2③
基本的配慮事項 4 生物多様性の保全						
個別事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○			2-1②④
	② 表土の保全に努める。	○	○			1-2①
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○			2-1②③④
	④ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○			2-1①
	⑤ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○			2-1①

基本方向 4		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり						
基本的配慮事項 1 大気環境の保全						
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○	✓	✓	1-1①
	再掲（環境に配慮した交通の実現）					
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止						
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○			1-1①
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○			1-1①
基本的配慮事項 3 身近な生活環境の保全						
個別 事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	✓	✓	1-1①
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○	✓	✓	1-1①
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	✓	✓	1-1②
基本的配慮事項 4 環境分野の災害への備えの推進						
個別 事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○			

基本方向 5		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進						
個別 事項	① 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○	○	✓	✓	
	② 貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	○	○	✓		2-2②
	③ 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○			1-2③, 2-2④
	④ 木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。		○			2-2③
	⑤ 都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。	○	○			2-3①
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成						
個別 事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。	○	○			2-3②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		○			
		実施率		合計		
		b / a (%)		(a)	(b)	
		91.7		12	11	
		総合評価		5		

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部

課・所・室名 加須農林振興センター

事業の種類	8 農業農村整備 ② ほ場整備事業	事業名	ほ場整備事業（埼玉型） 「戸崎地区」
事業の規模	ほ場整備 A=44.1ha	実施場所	加須市戸崎地内ほか
計画期間	平成26年～令和元年	段階	設計・施工段階
事業の概要： ほ場整備事業（埼玉型）の実施により、ほ場の区画拡大や道路、用排水路を整備し、担い手農家の育成と担い手への農用地利用集積を進めるために必要な農業基盤の整備を行う。 受益面積 44.1ha（田42.9ha 畑1.2ha） 区画拡大 37.6ha 道路工 6.7km 用排水路工 5.3km 暗渠排水工42.1ha			

※別表－1を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

事業地区は、加須市の農村地帯に位置しており、豊かな自然環境が維持されている。
このため、付近に生息する動植物等への負担をなるべく小さくするとともに、周辺の住環境への影響にも配慮した整備を実施した。

- ①放流工から幹線排水路へ吐出箇所を河底をコンクリート打設しないで捨石工とし、小動物への負担が小さくなるようにした。
- ②整地工において切盛土量を少なくするとともに、環境に配慮した施工に努めた。

こうした工夫により、自然環境への負荷軽減と、農村環境の保全を図った。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名		ほ場整備事業（埼玉型） 「戸崎地区」				
各種計画との整合等		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
個別 事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○				
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○				
	③ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	○	✓	✓	3-1①②
基本方向 1		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築						
個別 事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○	-		
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○	-		
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○	-		
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進						
個別 事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	✓	✓	
	② 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	○	✓	✓	
	③ 交通流の整序化を図る。	○	○	-		
	④ TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	○	○	-		
	後掲（森林の整備と保全）					

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進					
個別事項	① 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	○	-	
	② 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	-	
	③ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	-	

基本方向 2		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
限りある資源を大切に する循環型社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	

基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進						
個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○	✓	✓	1-3②③
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	○	✓	✓	1-2①②
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		○	✓	✓	1-3①
	④ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		○	-		
	⑤ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		○	-		

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全					
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○	-	
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○	-	
	③ 透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	○	-	
	④ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		○	-	
	⑤ 地盤沈下対策を適切に実施する。		○	-	1-1①
	⑥ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。		○	-	1-1①

基本方向 3		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 川の保全と再生						
個別事項	① 周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	○	○	-		1-2③
	② 農業集落排水等の導入を図る。		○	-		
	③ 親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、形成に努める。		○	-		
	④ ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	○	○	-		2-1⑤
基本的配慮事項 2 みどりの保全と再生						
個別事項	① 良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。	○	○	-		2-2①
	② 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○	-		2-2②④
基本的配慮事項 3 森林の整備と保全						
個別事項	① 良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	○	○	-		2-2①
	② 県産木材の積極的活用を図る。		○	-		2-2③
基本的配慮事項 4 生物多様性の保全						
個別事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○	-		2-1②④
	② 表土の保全に努める。	○	○	✓	✓	1-2①
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	-		2-1②③④
	④ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	-		2-1①
	⑤ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	-		2-1①

基本方向 4		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり						
基本的配慮事項 1 大気環境の保全						
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○	✓	✓	1-1①
	再掲（環境に配慮した交通の実現）					
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止						
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○	-		1-1①
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○	-		1-1①
基本的配慮事項 3 身近な生活環境の保全						
個別 事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	✓	✓	1-1①
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○	✓	✓	1-1①
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	✓	✓	1-1②
基本的配慮事項 4 環境分野の災害への備えの推進						
個別 事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○	-		

基本方向 5		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進						
個別 事項	① 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○	○	-		
	② 貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	○	○	-		2-2②
	③ 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	-		1-2③, 2-2④
	④ 木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。		○	✓	✓	2-2③
	⑤ 都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。	○	○	-		2-3①
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成						
個別 事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。	○	○	-		2-3②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		○	-		
		実施率		合計		
		b / a (%)		(a)	(b)	
		100 %		12	12	
		総合評価		5		

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 春日部農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 ②ほ場整備事業	事業名	ほ場整備事業（閩戸地区）
事業の規模	ほ場整備工 A=38.5ha	実施場所	蓮田市大字閩戸地内
計画期間	平成29年度～令和元年度	段階	施工段階
事業の概要：ほ場整備事業（埼玉型）の実施により、ほ場の区画拡大や道路、用排水路を整備し、担い手農家の育成と担い手への農用地利用集積を進めるために必要な農業基盤の整備を行う。			

※別表1を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・ 整地工において切盛土量を少なくするような工法を選定し、自然環境への負荷軽減を図った。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名		ほ場整備事業（埼玉型） 閩戸地区				
各種計画との整合等		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
個別事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○				
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○				
	③ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	○	✓	✓	3-1①②
基本方向 1		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築						
個別事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○			
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○			
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○			
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進						
個別事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○			
	② 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	○	✓	✓	
	③ 交通流の整序化を図る。	○	○			
	④ TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	○	○			
	後掲（森林の整備と保全）					

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進					
個別事項	① 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	○		
	② 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○		
	③ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○		

基本方向 2		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
限りある資源を大切に する循環型社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	

基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進						
個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○	✓	✓	1-3②③
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	○	✓	✓	1-2①②
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		○	✓	✓	1-3①
	④ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		○			
	⑤ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		○			

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全						
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○			
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○			
	③ 透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	○			
	④ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		○			
	⑤ 地盤沈下対策を適切に実施する。		○			1-1①
	⑥ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。		○			1-1①

基本方向 3		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 川の保全と再生						
個別事項	① 周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	○	○			1-2③
	② 農業集落排水等の導入を図る。		○			
	③ 親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、形成に努める。		○			
	④ ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	○	○			2-1⑤
基本的配慮事項 2 みどりの保全と再生						
個別事項	① 良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。	○	○			2-2①
	② 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○			2-2②④
基本的配慮事項 3 森林の整備と保全						
個別事項	① 良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	○	○			2-2①
	② 県産木材の積極的活用を図る。		○			2-2③
基本的配慮事項 4 生物多様性の保全						
個別事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○			2-1②④
	② 表土の保全に努める。	○	○			1-2①
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	✓	✓	2-1②③④
	④ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○			2-1①
	⑤ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○			2-1①

基本方向 4		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり						
基本的配慮事項 1 大気環境の保全						
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○	✓	✓	1-1①
	再掲（環境に配慮した交通の実現）					
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止						
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○			1-1①
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○			1-1①
基本的配慮事項 3 身近な生活環境の保全						
個別 事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	✓	✓	1-1①
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○	✓	✓	1-1①
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	✓	✓	1-1②
基本的配慮事項 4 環境分野の災害への備えの推進						
個別 事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○			

基本方向 5		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進						
個別 事項	① 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○	○			
	② 貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	○	○			2-2②
	③ 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○			1-2③, 2-2④
	④ 木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。		○			2-2③
	⑤ 都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。	○	○			2-3①
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成						
個別 事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。	○	○			2-3②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		○			
		実施率		合計		
		b / a (%)	(a)	(b)		
		100 %	10	10		
		総合評価		5		

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。